

平成28年度 実行計画(案)事業一覧 都市経営会議(平成28年8月12日開催分)  
 ※【確定】査定状況及び事業内容

●3. 暮らしに身近な安全が確保されたまち(施策目標3)

<取り組みの方向>

- ①警察・行政などの機関と地域が連携を強化しながら、防犯体制の整備を進めるとともに、地域の防犯意識を高め、支えあいによる防犯力の向上を図ります。
- ②消費者被害の未然防止や被害の回復を図るため、消費者の意識啓発や相談体制の充実を図ります。
- ③個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な管理を図ります。

事業名	事業区分	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 平成28～31年度		
						概要	具体的な取り組み					
							平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
防犯環境整備事業 (防犯カメラの増設)	拡充	市民安全部	危機管理室	【○】B	設置場所については、関係者と十分に協議の上決定すること。	防犯環境の整備を図るため防犯灯のLED化を進めるとともに、街頭犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、防犯カメラの設置、運用を行う。  【拡充(平成28年度9月補正)】 現在、市内に329台設置している防犯カメラについて、通学路を含め街頭犯罪の抑止効果が期待できる場所に新たに650台増設し、子どもたちなど市民の安全・安心を確保する。	・防犯灯LED化の補助 ・既設防犯カメラの維持管理等  【拡充(平成28年度9月補正)】 ・防犯カメラの設置候補場所、設置台数、設置手法について教育委員会、警察署等と連携し決定 ・地域に対して要望・意見等の聴取 ・防犯カメラ設置工事に着手	→推進	【拡充(平成28年度9月補正)】 ・防犯カメラ設置工事の継続実施(9月まで) ・10月より防犯カメラの運用開始	→推進 ※SDカード式防犯カメラの更新	→推進	202,137

●5. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち(施策目標5)

<取り組みの方向>

- ①市民生活の利便性向上や環境負荷の低減などを図るため、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
- ②利便性の高い都市環境をめざし、医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能の集約を図る拠点を適正に配置し、効率的・効果的な都市整備を進めます。
- ③今後、増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制などを図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進します。

事業名	事業区分	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 平成28～31年度		
						概要	具体的な取り組み					
							平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
空き家・空き地対策推進事業	変更	環境部 都市整備部	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課	【○】B	実態調査の結果を踏まえ、より早期に計画を策定するとともに、空家等の活用に向けた効果的な施策を早急に検討すること。	今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の適正管理及び活用を促進するため、老朽化し危険な状態になっている特定空家等に対する措置を行うとともに、空き家の活用を含めた対策計画を策定し、対策を進める。  【変更(平成28年度9月補正)】 平成29年度に実施予定であった市内空き家等の実態調査について、平成28年度から29年度にかけて実施する。また、空家等対策計画を平成29年度に策定する。	①法や条例に基づき生活環境に悪影響を与える特定空家等に対する勧告・命令・行政代執行等の措置 ②空き家・空き地の活用に向けた取り組みについての検討  【変更(平成28年度9月補正)】 ③市内空き家等の実態調査	①②→推進	【変更(平成28年度9月補正)】 ③市内空き家等の実態調査、空家等対策計画の策定	①→推進 ③空家等対策計画に基づく対策の推進	→推進	20,908

●10. 障害者が自立し、社会参加ができるまち(施策目標10)

<取り組みの方向>

- ①障害者が自立して生活できるよう、社会参加の促進に向けたさまざまな福祉サービスの充実を図ります。
- ②障害者が地域で安心して暮らせる環境をつくるため、障害への理解の促進や地域との交流の場の提供を図ります。

事業名	事業区分	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 平成28~31年度	
						概要	具体的な取り組み				
							平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度
重度障害者コミュニケーション支援事業	新規	福祉部	障害福祉室	【○】B	事業の実績や法改正による平成30年度の国事業の内容を踏まえて、事業の在り方を再検証すること。	重度の障害によりコミュニケーションを円滑に図ることができない者が入院した場合、障害者本人を日頃から介護している事業者を派遣することにより、本人の表情等から意思を読み取り、医療機関とのコミュニケーションを円滑に行う。	・対象者、事業者及び医療機関に対する制度の周知 ・コミュニケーションを円滑に図ることができない対象者へ補助(支給額:1,600円/時間、30日間・50時間まで)	→推進	→推進 ※制度の再検証	→推進	360
視覚障害者に対する同行援護事業	拡充	福祉部	障害福祉室	【○】B	円滑な制度運用に向けて、対象者や同行援護事業者へ制度の趣旨を十分に周知すること。	視覚障害者のうち65歳以上等の介護保険サービス対象者は、介護保険でのサービスを優先利用している。  【拡充(平成28年度9月補正)】 介護保険サービスでの通院時の外出支援では、院内の代読・代筆等、必要な支援が十分受けられない現状を踏まえ、代読・代筆等の院内支援も可能な障害福祉サービスである同行援護の通院利用を追加し認めていくことで、視覚障害のある要介護・要支援認定者等の通院の利便性を向上する。	①介護保険サービスにおける通院時の外出支援  【拡充(平成28年度9月補正)】 ②対象者及び同行援護事業者に対する制度の周知 ③これまでの介護保険サービスに加え、視覚障害者で要介護・要支援認定者等に対する通院時の同行援護の実施	①→推進	→推進	→推進	352, 569

●16. 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち(施策目標16)

<取り組みの方向>

- ①義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するとともに、正確に理解・表現するための言語能力や思考力の育成、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力の育成などにより、子どもの確かな学力の定着を図ります。
- ②充実した教職員研修等を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成を図ります。
- ③学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、健やかな身体を育成する取り組みを進めます。
- ④学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見を図るとともに、不登校の子どもへの支援に取り組みます。
- ⑤子どもたちの安全確保を図るため、学校・家庭・地域などが連携し、子どもが安全に安心して学べる環境づくりを進めます。
- ⑥安全で快適に学習できる環境を確保するため、老朽化した学校施設の更新や改修、学校規模等の適正化を図るなど、教育環境の向上を図ります。
- ⑦障害のある子どもたちの状況に応じた支援教育の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ります。

事業名	事業区分	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 平成28~31年度	
						概要	具体的な取り組み				
							平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度
津田南小学校少人数教室等整備事業	新規	管理部	教育環境整備室	【○】A	津田南小学校では、児童数の増加により平成29年度から教室が不足すると予測されることから、教育環境の整備・向上を図るため、多目的教室(少人数教室)、コンピュータ教室の普通教室への改修等及び、そのことで不足する少人数教室、コンピュータ教室を新たに整備するもの。	・少人数教室・コンピュータ教室整備事業に係るリース契約	・少人数教室、コンピュータ教室整備工事・供用開始	—	—	37, 635	

●31. 持続可能な行財政運営を進めます(施策目標31)

<取り組みの方向>

- ①効率的・効果的な行政経営を進めるため、事務事業の見直し・改善、民間活力の活用など行政改革の取り組みを進めます。
- ②選択と集中の視点を踏まえた効率的・効果的な予算編成と執行を行うとともに、更なる財源確保に取り組むことで、強固な財政基盤の確立をめざします。
- ③老朽化した道路、橋梁、公園、上下水道などの都市基盤や学校園などの市有建築物について、管理コストの平準化を図りながら、計画的に改修・更新を進めます。
- ④公共施設等について、少子高齢化・人口減少の進展や利用需要の動向を踏まえ、機能見直しや統廃合などにより、その有効活用や最適な配置を進めます。
- ⑤限られた人的資源を有効に活用しながら、状況の変化により柔軟かつ適切に対応できるよう、組織体制の充実を図ります。
- ⑥市で保有する個人情報の適正な管理を図るとともに、システム障害による業務停止などを防ぐセキュリティ対策の強化を図ります。
- ⑦さまざまな行政課題に対応し市民サービスの向上を図るため、目標の達成に向け意欲的に学び成長していく職員の育成を進めます。

事業名	事業区分	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 平成28～31年度	
						概要	具体的な取り組み				
							平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度
ふるさと寄附金推進事業	変更	総合政策部 財務部 産業文化部	政策推進課 税制課 産業振興室	【○】B	<p>本市への寄附額を増やすため、本市へのふるさと寄附金が一定額以上の場合に返礼品を送り、ふるさと寄附金の推進を図る。</p> <p>【変更(平成28年度9月補正)】 平成29年度に実施予定であった寄附額に応じた返礼品の発送及び返礼品の品目の拡充を実施する。</p>	<p>・7月より本市へのふるさと寄附金が一定額以上の場合に返礼品の発送</p> <p>【変更(平成28年度9月補正)】 ・9月よりふるさと納税のインターネットサイトを運営する事業者と委託契約 ・10月より市内事業者に向けて公募を行い、返礼品の品目を拡充 ・12月より寄附額に応じた返礼品の発送</p>	→推進(但し、検証結果により見直しを図る)	→推進(但し、検証結果により見直しを図る)	→推進(但し、検証結果により見直しを図る)	34,416	

※査定結果について(会議開催時点で調整中の実行計画については、査定結果欄及び査定説明欄については「-」と記載します。)

- 【○】A 概ね事業内容のとおり承認するもの。
- 【○】B 事業内容等についての一部修正など、条件付きで承認するもの。
- 【○】B' 財源確保などの課題解決を図りながら、実現に向けて取り組む必要があるもの。
- 【庁内協議】C 担当課において、課題等を調整し、事業案について関係部課との庁内協議を行ったうえで事業承認の可否を検討するもの。

※事業の内容については担当課へ、査定については企画課へお問い合わせください。

※組織一覧(問い合わせ先)はこちらから

【関連情報】

※第1期実行計画<平成28年度～平成31年度>はこちらから

※「第5次枚方市総合計画」はこちらから